

資料17 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約の国内措置状況

名称	日本の締約状況等	概 要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(昭和56(1981)年LO第156号、平成7(1995)年条約第10号)	平成7年6月9日締約	<p>第1条(定義)</p> <p>1.この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であつて、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。</p> <p>2.この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であつて、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。</p> <p>3.この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第9条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。</p> <p>4.1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。</p>		<p>育児・介護休業法 国家公務員育児休業法 地方公務員育児休業法 国会職員育児休業法 裁判官育児休業法 裁判所職員臨時措置法 勤務時間法 国会職員勤務時間規定 裁判官介護休暇法 職員の勤務時間・休暇等に関する条例(案)</p>
		<p>第2条(適用範囲)</p> <p>この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について、適用する。</p>		

名称	日本の締約状況等	概要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
		<p>第3条 (各国の政策目標)</p> <p>1. 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であつて職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任とが相反することとなることなく就業する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。</p> <p>2. 1の規定の適用上、「差別」とは、1958年の差別待遇(雇用及び職業)条約の第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別をいう。</p>	<p>(参考) 1958年条約 第1条 この条約の適用上、「差別」とは、次のものをいう。 (a) 人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的身分、又は社会的出身に基づく区別、排除又は特惠で、雇用又は職業における機会又は待遇の平等を無効にし又は害する効果を有するもの。 (b) 雇用又は職業における機会又は待遇の平等を無効にし又は害する効果を有する他の区別、排除又は特惠で、当該加盟国が代表的な使用者団体及び労働団体がある場合にはそれらの団体及び他の適当な団体と協議したうえ、決定することのあるもの。 特別の業務についてそれに固有の必要に基づく区別、排除又は特惠は、差別とはみなされない。 この条約の適用上、「雇用」及び「職業」とは、職業訓練を受けること、雇用及び特定の職業につくこと、並びに雇用の条件をいう。</p> <p>第5条 国際労働機関の総会が採択した他の条約又は勧告に規定する保護又は援助の特別措置は、差別とはみなされない。 加盟国は、代表的な使用者団体がある場合にはそれらの団体と協議したうえ、性、年齢、障害、家庭責任又は社会的若しくは文化的地位を理由に特別の保護及び援助を必要とする一般に認められる者の特別の必要を満たすことを意図した他の特別措置が差別とはみなされないことを決定することができる。</p>	<p>男女共同参画基本法</p>

名称	日本の締約状況等	概要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
		<p>第4条（職業選択の自由の保障、労働者ニーズの反映） 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内の可能性と両立するすべての措置をとる。 a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。 b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。</p>	<p>職業安定法において、憲法第22条で保障されている職業選択の自由を担保しており、公共職業安定所において就業希望を持ちながら育児・家事・介護等の就業制約条件のため無就業に留まっている者に対し、再就職のための援助を行なっている。</p> <p>労働基準法は、年次有給休暇の付与に関して、出勤率の算定にあたり育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という）第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業をした期間並びに労働基準法第65条の規定によって休業した期間は出勤したものとみなすこととしている。また、事業主は変形労働時間制により労働者に労働させる場合は育児を行う者等について、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をするよう努めなければならないとしており、これら規定は労働基準監督署において十分な指導が行われている。</p> <p>育児・介護休業法により、事業主は1歳に満たない子を養育する労働者からの請求により育児休業の付与が義務づけられていることに加え、育児休業をしない労働者について、短時間勤務制度、フレックスタイム制や始業・終業時刻の繰上げ、繰下げの制度、所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営等の措置を講じなければならないとしている。また、1歳から3歳に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないと規定している。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関しては、上記措置を努力義務としている。さらに、事業主は要介護状態にある対象家族を介護する労働者からの請求により、介護休業の付与が義務づけられていることに加え、短時間勤務制度、フレックスタイム制や始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ、労働者が利用する介護サービスの費用の助成等の措置を講じなければならないと規定している。また、家族を介護する労働者に関しては、上記措置を努力義務としている。</p>	<p>憲法22条 労働基準法 職業安定法、同法施行規則 育児・介護休業法 国家公務員育児休業法 地方公務員育児休業法 国会職員育児休業法 裁判官育児休業法 裁判所職員臨時措置法 勤務時間法 裁判官介護休暇法 国会職員勤務時間規定 職員の勤務時間・休暇等に関する条例（案） 自衛隊法、同法施行規則 健康保険法 船員保険法 厚生年金保険法 雇用保険法 船員保険法 国家公務員共済組合法 地方公務員共済組合法</p>

名称	日本の 締約状 況等	概 要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
			<p>我が国の社会保障制度では、家族的責任を有する労働者のニーズを考慮し、以下の措置が講じられている。</p> <p>(1)子どもを生ま育てやすい環境づくりに配慮する観点から、被保険者が1歳に満たない子を養育するため育児・介護休業法に基いて育児休業を行なう場合において、被保険者資格を継続し、また被保険者及び事業者が負担する保険料を免除している。</p> <p>(2)育児休業を取得した者が雇用保険法に定められた要件を満たしている場合、その1歳未満の子を養育する間に育児休業取得前の賃金に一定率を乗じた育児休業基本給付金が支給される。</p> <p>(3)育児休業基本給付金の支給を受けた者が、育児休業終了後、休業期間中雇用されていた事業主に引き続き6ヵ月以上雇用された場合、育児休業取得前の賃金に一定率を乗じた額に休業月数を乗じた育児休業者職場復帰給付金が支給される。</p> <p>(4)介護休業を取得した者が、雇用保険法又は船員保険法に定められた要件を満たしている場合、介護休業取得前の賃金に一定率を乗じた介護休業給付金とその休業期間中に支給される。</p> <p>また、育児・介護雇用安定助成金(事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金、育児休業代替要員確保等助成金、育児両立支援奨励金、看護休暇制度導入奨励金、育児休業取得促進奨励金)及び育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の助成措置を講じている。</p>	<p>憲法22条 労働基準法 職業安定法、同法施行規則 育児・介護休業法 国家公務員育児休業法 地方公務員育児休業法 国会職員育児休業法 裁判官育児休業法 裁判所職員臨時措置法 勤務時間法 裁判官介護休暇法 国会職員勤務時間規定 職員の勤務時間・休暇等に関する条例(案) 自衛隊法、同法施行規則 健康保険法 船員保険法 厚生年金保険法 雇用保険法 船員保険法 国家公務員共済組合法 地方公務員共済組合法</p>

名称	日本の 締約状 況等	概 要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
		<p>第5条 (労働者ニーズの反映、保育・家族サービス等の発展・促進) 更に、次のことを目的として、国内の事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。 a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニー (公的なものであるか私的なものであるかを問わない。) を発展させ又は促進すること。</p>	<p>我が国においては、職業生活と家庭生活との両立を支援する地域社会サービスとして、以下の施策を行っている。 (1) 育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業 (2) ファミリー・サポート・センター (3) 勤労者家庭支援施設</p> <p>また、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な育成と自立を支援するため、以下の施策を行っている。 (1) 保育所 (2) 放課後児童クラブ (3) 児童家庭支援センター (4) 母子生活支援施設</p> <p>我が国においては、障害者の介護支援として以下の施策が行われている。 (1) ホームヘルプサービス (2) デイサービス (3) ショートステイ (4) 身体障害者更生援護施設 (5) 知的障害者援護施設</p>	<p>育児 介護休業法 児童福祉法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 知的障害者福祉法</p>
		<p>第6条 (各国機関・団体の措置) 各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。</p>	<p>対象労働者等の職業生活と家庭生活の両立に関し、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置を講ずるものと規定している。 具体的には啓発指導を日常的に行うとともに毎年10月を「仕事と家庭を考える月間」として集中的に広報啓発活動を行っている。</p>	<p>育児 介護休業法</p>

名称	日本の 締約状 況等	概 要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
		<p>第7条(職業指導・訓練の措置等) 家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内の事情及び可能性と両立するすべての措置(職業指導及び職業訓練の分野における措置等)をとる。</p>	<p>育児・介護休業法により、事業主は育児・介護休業申出及び育児・介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児・介護休業をする労働者の雇用管理等に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>公共職業安定所及び船員職業安定所において、就業を希望しながら育児・家事・介護等の就業制約条件のための無就業に留まっている者に対し、職業指導を行なっている。</p> <p>国・都道府県等は、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター等の公共職業能力開発施設を全国に設置(2004年度301校)して、多様なニーズに対応した職業訓練を実施している。特に、都市部及び都市周辺部の職業能力開発促進センター並びに職業能力開発校において、再就職を希望する者に対して、短期課程の普通職業訓練を実施している。</p> <p>育児・介護雇用安定助成金(事業所内託児施設助成金、育児・介護費用助成金、育児休業代替要員確保等助成金、育児両立支援奨励金、看護休暇制度導入奨励金、育児休業取得促進奨励金)及び育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の助成措置を講じている。 再就職希望登録者支援事業を行っている。</p>	<p>育児・介護休業法、同法施行規則 雇用保険法、同法施行規則 職業安定法 船員職業安定法 職業能力開発促進法</p>

名称	日本の 締約状 況等	概 要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
		<p>第 8条 (家族的責任と雇用終了の関係) 家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。</p>	<p>育児・介護休業法により、事業主は、労働者が育児休業申出または介護休業申出をし、又は育児休業または介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>育児・介護休業法 国家公務員育児休業法 地方公務員育児休業法 国会職員育児休業法 裁判官育児休業法 裁判所職員臨時措置法 国家公務員法 裁判官介護休暇法 地方公務員法 国会職員法 自衛隊法</p>
		<p>第 9条 (条約の適用方法) この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。</p>		
		<p>第 10条 (条約の段階的適用) 1.この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第 1条 1に規定するすべての労働者について適用する。 2.この条約を批准する加盟国は、1に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第 22条の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第 1回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。</p>		

名称	日本の 締約状 況等	概 要	主な国内措置状況	関連する主な国内法等
		<p>第11条（使用者団体・労働者団体の参加権） 使用者団体及び労働者団体は、国内の事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。</p>	<p>労働基準法、職業安定法、職業能力開発法、育児・介護休業法等の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関して調査審議するため、厚生労働省に労働政策審議会を、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者で組織し、使用者団体及び労働者団体の参加を確保している。</p>	<p>厚生労働省設置法 労働政策審議会令 国土交通省設置法</p>

出典 :内閣府作成資料